第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

本市では、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月に「鳴門市教育振興計画基本構想」を、平成 19 年 1 月には「鳴門市教育振興計画基本計画」を策定し、「郷土を愛し思いやりに満ちた次代を担うひとづくり」を基本目標に、各種教育施策を進めてきました。

また、平成 28 年 3 月に「第二期鳴門市教育振興計画」を策定し、平成 28 年度から 10 年間における教育の基本理念を「ともに学び 育ち合う 共育のまち鳴門」とし、また、めざす人物像とめざすまちの姿として「豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会に貢献する人」と「生きがいあふれるまち なると・たくましく生きる力を育むまち なると」を掲げ、家庭や学校、地域が、地域の将来を担う貴重な人材を一緒に育てるという「共育」の理念のもと、各種教育施策を推進してきました。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会(Society5.0)の到来、また、持続可能な開発目標(SDGs)をはじめとして社会の持続的な成長・発展といった2030年以降の社会像を展望した上で、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承するとともに、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育施策の中心に捉えることとしました。

現行の計画を策定してから5年以上が経過し、昨今の社会状況をみますと、少子高齢化やグローバル化、急速な技術革新と相まって、地球規模の課題への取組であるSDGsの推進、命にかかわる大規模自然災害や変異を続ける新型コロナウイルス感染症への対応など、人々の生活に影響を及ぼす多くの課題が山積しています。

また、子どもたちの教育を取り巻く環境も大きく変わり、学校教育においては、新しい学習 指導要領の実施やコロナ禍におけるGIGAスクール構想の前倒し実施、令和の日本型学校教育の構築など状況の変化に応じた新しい教育への対応が求められています。

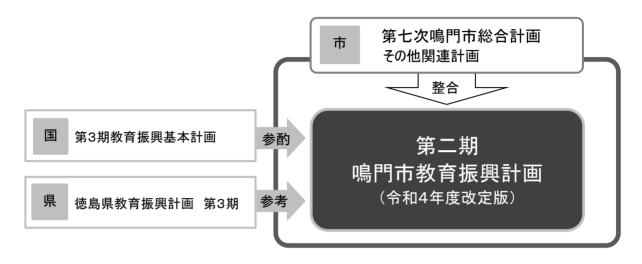
VUCA(V=変動性 U=不確実性 C=複雑性 A=曖昧性)という言葉で表現される予測不可能な時代を生きていくこれからの子どもたちは、社会に出ても学びに向かうこと・学び続けることが求められます。ウェルビーイングの実現も踏まえ、自分の人生を創る、社会を創る当事者意識をもち、自ら学び、多様な他者と協働し、ともに未来を創ることができる人づくりが大切です。

社会の急激な変化や諸問題に対応し、すべての人が夢と志をもち、未来を切り拓いていける生涯学習社会や、誰もがいきいきとした人生を享受できる共生社会の実現のため、教育が果たす役割は大変重要です。

こうした状況を踏まえて、現在の本市教育における課題を検証し、これまでの施策・事業の 進捗を振り返りつつ、本市の最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」の見直しとの整合性 を図りながら、計画の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、「教育基本法」第17条第2項に基づき本市が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。また、本計画は「第七次鳴門市総合計画」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。



3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

■基本構想

「基本構想」は、教育の基本理念、基本目標と、目標を達成するために必要な施策を示したものです。

■基本計画

「基本計画」は、基本構想で定めた基本目標や施策の基本方向に基づき、その実現に向けて 基本方針と個別施策を体系化したものです。

なお、基本計画に基づき、個別施策の計画的・効率的な事業の進捗を図るため、必要に応じて実施計画を策定するものとします。

4 計画の期間

本計画の「基本構想」は、平成 28 年 (2016 年) 度を初年度とし、令和 7 年 (2025 年) 度を目標年度とする 10 年間の計画としております。

「基本計画」は、基本構想と同様に10年間の計画としますが、計画策定から5年以上が経過し、社会情勢や教育環境の変化等を考慮し、これまでの取組を検証するとともに、以降の実施に向けて見直しを図るものとなります。

また、本市の最上位計画である、次期「第七次鳴門市総合計画(前期)」の計画期間が4年間であり、計画期間を合わせるため、本計画期間を1年間延長し、令和8年度までとします。

(年度)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	R5 (H35)	R6 (H36)	R7 (H37)	R8 (H38)	
国		第二	二期教	育振勇	基本	計画	第三期教育振興基本計画					次期計画				
県	徳島県教育振興計画 第二期 「阿波っ子みらい教育プラン」							徳島県教育振興計画 第三期					次期計画			
	第六次鳴門市総合計画 前期						第六次鳴門市総合計画 後期					第七次鳴門市総合計画 前期				
市	鳴門市教育振興計画 基本計画 (平成18~27年)						【多	第二期鳴門市教育振興計画 【基本構想】※10年 【基本計画】※おおむね5年で見直し								

5 国、県の動向

(1) 国の動向

① 教育基本法の改正

昭和 22 年制定の「教育基本法」を約 60 年の時を経て初めて全面改正し、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めた新たな「教育基本法」が平成 18 年 12 月に施行されました。この法律では、生涯学習の理念や家庭教育、学校、家庭、地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等を盛り込むとともに、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めること」と規定しました。

② 教育関係法の改正

「教育基本法」の改正を受け、平成 19 年 6 月には「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法」及び「教育公務員特例法」の教育関係法を改正しました。また、平成 26 年 6 月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、平成 27 年 4 月から施行しています。

【学校教育法の改正】

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとと もに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直し。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

教育における国、教育委員会、学校の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、 教員に対する信頼を確立する仕組みの構築。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正】

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し。

【『学校教育法等の一部を改正する法律』の施行(平成28年4月)】

・小中一貫教育を行う新たな学校の種類「義務教育学校」の制度化

【『義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための関係法等の

- 一部を改正する法律』の施行(平成29年4月)】
- ・『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部改正
- ・学校運営協議会(コミュニティスクール)設置の努力義務化
- ・『社会教育法』の一部改正
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備

【『学校教育法の一部を改正する法律』の施行(平成31年4月)】

- ・小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル 教科書」を使用できることとされました。
- ・視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、 教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる こととされました。

【『教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律』の施行 (令和4年7月)】

・教員免許更新制が廃止され、代わって新たな教師の学びの姿として、研修制度の具体的な運用についてのガイドラインが策定されることになりました。

③ 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領は、令和2年度から小学校において、令和3年度からは中学校において、高等学校においては令和4年度から全面実施されています。

改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、2030年以降を 生きていく子どもたちに求められている資質・能力とは何かを学校と社会が共有し、連 携・協働によりその育成を図る「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

【改訂のポイント】

- ○前文には、「これからの学校には、一人ひとりの児童生徒が、 自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる、」との記述
- 〇児童生徒一人ひとりに「生きる力」を確実に育む「主体的・対話的で深い学び」 の実現に向けた授業改善の推進
- 〇知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために、全ての教科等において育成を図る資質·能力を3つの柱に再整理
 - ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等
- ○教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュ ラム・マネジメントの確立

④ 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」

令和3年1月に、中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申)」が取りまとめられました。

答申は、Society5.0時代の到来など、社会の在り方そのものが劇的に変わる社会状況を見据え、これからの初等中等教育の在り方について取りまとめられたものであり、2020年代を通じて実現をめざす学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け、その具体的な姿が「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と描かれています。

答申では、家庭の経済状況や地域差、本人の特性などにかかわらず、すべての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、という3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承していくことが必要であるとしています。

「令和の日本型学校教育」の構築のためには、知・徳・体を一体で育むこれまでの日本型教育の実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育の質の向上につなげていくことが重要であり、GIGA スクール構想の実現といった新しい動きも加速・充実させながら、子どもたちの背景や特性・意欲等の多様性を前提に、誰一人取り残すことなく個別最適な学び(個に応じた指導)や協働的な学びを実現し、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す学びの在り方をより一層充実させることが求められています。

⑤ 社会教育関連三法の改正

「教育基本法」の改正を受け、社会教育行政の体制の整備を図るため、平成 20 年には「社会教育法」、「図書館法」及び「博物館法」の一部改正を行いました。

具体的には、教育委員会の事務として、地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定を整備しました。また、社会教育施設の運営状況に関する評価及び改善、地域住民等に対する情報提供に努めることとしました。さらに、専門職員の資質の向上と資格要件の見直しを行いました。

⑥ 第3期スポーツ基本計画の策定(令和4年(2022年)3月)

スポーツ基本法に基づき、令和4年3月に第3期スポーツ基本計画が策定され、「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的」な参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つものとして捉えることとしています。

新型コロナウイルス感染症の影響と東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 を通じて、改めてその重要性が確認された「スポーツの価値」が発揮されるよう、第2期 計画で掲げられた「中長期的なスポーツ政策の基本方針」を踏襲し、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざすため、第3期計画においては、「①スポーツをつくる/はぐくむ」、「②あつまり、スポーツをともに行い、つながりを感じる」、「③スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの「新たな視点」を基軸として具体的な施策を位置付けています。

⑦ 国の第3期教育振興基本計画

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。同計画では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿をめざすこととされています。

【教育のめざすべき姿】

<個人>自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな 価値を創造する人材の育成

<社会>一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

また、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針を掲げています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

≪教育政策の重点事項≫

- 〇 「超スマート社会 (Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の 一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

現在、国は2040年以降の社会を見据えて、「第4期教育振興基本計画」(対象期間:令和5年度~9年度)の策定に向けた検討を進めており、日本型ウェルビーイングの実現や教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進などが次期計画の柱となる見通しです。

⑧「こども基本法」の可決成立(令和4年6月)

「こども基本法」が、令和4年6月15日、国会で可決成立しました。令和5年4月1日に公布されます。子どもの権利については、平成元年(1989年)「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が国連で採択され、日本も平成6年(1994年)に批准しましたが、国内では子どもの権利について包括的に定めた法律がなく、国連から法整備するよう勧告を受けていたものです。

基本理念として、・すべての子どもについて、個人として尊重されること、基本的人権が 保障されること、差別的な取り扱いを受けることがないようにすること。

- ・すべての子どもについて、自分に関する事柄への意見表明や社会参画 の機会が確保されること。
- ・すべての子どもについて、意見の尊重、最善の利益が考慮されること。 などが定められています。

また、国・地方公共団体の責務として、子どもに関する施策を国は総合的に策定し実施すること。自治体も国などと連携して子どもの状況に応じた施策を策定し実施すること、が定められています。子どもの権利を保障する基本法の制定により、子どもを社会の中心に据え、常に子どもの最善の利益を優先する社会の構築が求められます。「こども家庭庁設置法」も合わせて可決成立し、こども家庭庁が令和5年4月に新設されます。

9 その他、関連する法案、取組等

- ◆子ども・子育て支援法 ◆認定こども園法の一部改正法
- ◆子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律

(2) 県の動向

徳島県教育委員会では、「徳島県教育振興計画(第3期)」を平成30年3月に策定しました。「徳島ならでは」の教育により、大きな夢や高い目標をもって、困難にぶつかっても挑戦し続け、未来を切り拓いていく、「人財」の育成をめざして、各種教育施策の推進に総合的かつ計画的に取り組んでいます。

また、県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標 や施策の根本となる方針を定めた「徳島教育大綱」を令和元年8月に策定しました。

徳島教育大綱

●基本方針

「未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる『人財』の育成」

●重点項目

- ・ 未知への挑戦!未来を創る教育の推進
- ・ 夢と志を実現!確かな学びを育む教育の推進
- ・ 一人ひとりが輝く!多様性を育む教育の推進
- 誰もがいきいき!生涯を通じ、安心して学ぶ教育の推進
- ・ 世界へ飛躍!「徳島ならでは」の文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進

徳島県教育振興計画(第3期)の方向性

■基本方針

とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成

≪「人財」の具体像≫

- 社会のグローバル化、情報化、少子高齢化など、社会情勢がめまぐるしく変化する 時代において、様々な課題の解決に向けて、新たな視点や発想に基づく価値を創造 し、自らの行動により、未来を切り拓いていく人財
- 本県の豊かな自然や伝統文化、新鮮で安全・安心な食材、さらには、全国屈指の ブロードバンド環境など、「可能性の宝庫・徳島」の魅力を実感し、徳島に誇りを 持つとともに、多様な価値観を理解する人財
- 夢を抱き、その実現に向け、失敗を恐れず、果敢に挑戦する情熱あふれる人財
- 地域や人と人とのつながりを大切にし、生涯を通じて学び成長し続けながら社会に 貢献する人財

■重点項目

重点項目 I 地方創生から日本創成へ!「徳島ならでは」の教育の推進 重点項目 II 一人ひとりが輝く!徳島の未来を育む教育の推進 重点項目 II グローバル社会で活躍!徳島から世界への扉をひらく教育の推進

なお、令和4年度は次期「徳島教育大綱」及び「徳島県教育振興計画(第4期)」の策定年 となっています。